

「大阪市動物愛護推進員設置要領」新旧対照表

(変更箇所下線)

新	旧
大阪市動物愛護推進員設置要領 第1条～第2条 (省略) (任命等) 第3条 市長は大阪市動物愛護推進会議を構成する団体の長<u>の他、保健福祉センター所長又は動物管理センター所長</u>（以下、「団体<u>等</u>の長」という。）の推薦に基づき、推進員を任命する。 2 「団体<u>等</u>の長」は、大阪市内に在住又は勤務し、かつ動物愛護の推進に熱意と見識を有する者の中から、推進員として適当と認めた者を推薦する（様式第1号）ものとする。 3 (省略) 第4条～第5条 (省略) (報告) 第6条 推進員<u>の活動に関する報告等は、動物愛護推進員活動報告書(様式第3号)</u>により、大阪市動物愛護推進会議<u>事務局(大阪市健康局健康推進部生活衛生課)</u>を経由して大阪市に<u>随時</u>報告するものとする。 第7条～第9条 (省略) (施行期日) <u>令和2年10月28日 一部改正</u>	大阪市動物愛護推進員設置要領 第1条～第2条 (省略) (任命等) 第3条 市長は大阪市動物愛護推進会議を構成する団体の長（以下、「団体の長」という。）の推薦に基づき、推進員を任命する。 2 「団体の長」は、大阪市内に在住又は勤務し、かつ動物愛護の推進に熱意と見識を有する者の中から、推進員として適当と認めた者を推薦する（様式第1号）ものとする。 3 (省略) 第4条～第5条 (省略) (報告) 第6条 推進員は、<u>毎年度の活動実績について翌年度の4月20日までに</u>、動物愛護推進員活動報告書により、大阪市動物愛護推進会議を経由して大阪市に報告するものとする。 第7条～第9条 (省略)